

# 12月NEWS

## (1) 税制情報

今年も残すところ1ヶ月となりました。12月は年末調整の時期ですが、平成28年分よりマイナンバー（個人番号）の記載が必要となります。マイナンバーについて、いくつか注意すべき点がございますのでお知らせ致します。

### I 本人確認

年末調整に向かって、マイナンバー（個人番号）の収集が行われていると思います。番号法では、本人からマイナンバー（個人番号）の提出を受ける際に本人確認を行うこととされています。従業員は直接雇用関係があるため会社側（管理者）は本人確認を行えますが、扶養控除等申告書に記載する配偶者及び扶養親族等の本人確認については従業員自身で行うこととなります。したがって配偶者及び扶養親族等の身元確認書類の提示を会社側（管理者）は受ける必要はありません。

なお、会社として従業員の扶養親族等の身元確認は行わないため、従業員に配偶者及び扶養親族等の本人であることが間違いない事をチェックしたことを示すためにチェックマーク等を付することが実務的であると思います。

### II 扶養控除等申告書

扶養控除等申告書は平成28年1月以後に提出を受けるものについて、従業員本人、控除対象配偶者、控除対象扶養親族等のマイナンバー（個人番号）を記載してもらう必要があります。しかし、年末調整関係書類に係るマイナンバー（個人番号）の記載を不要とする見直しがありましたのでお知らせ致します。

給与の支払者に対して提出する年末調整関係書類のうち、次に掲げる申告書については、平成28年4月1日以後に提出するものからマイナンバー（個人番号）の記載が不要とされています。

- ① 給与所得者の保険料控除申告書
- ② 給与所得者の配偶者特別控除申告書
- ③ 給与所得者の（特定増築等）住宅借入金等特別控除申告書

（注）給与の支払者が上記①～③の申告書を受理した際に、給与の支払者が個人である場合には、これらの申告書に自らのマイナンバー（個人番号）を付記する必要はありません。（給与の支払者が法人である場合には法人番号を付記する必要があります。）

### Ⅲ 保管等について

扶養控除等申告書は、税務署から提出を求められた場合を除き、提出期限の属する年の翌年1月10日の翌日から7年間保存する必要があります。また、原本を保存する義務がありますので、記載事項の一部にマスキングをしたうえで保存することはできません。

扶養控除等申告書にマイナンバー（個人番号）の記載がなかった場合に罰則はありませんが、扶養控除等申告書へのマイナンバー（個人番号）の記載は法令で定められた義務であることから記載を求めるようにしてください。

#### (2) 12月の主な税務

12月の申告や提出の主なものは以下の通りです。

12月	給与所得の年末調整 調整の時期…本年最後の給与の支払いをするとき
12月12日	11月分源泉所得税・住民税の特別徴収税額の納付
1月4日	10月決算法人の法人税の確定申告
1月4日	10月決算法人の消費税の確定申告
1月4日	1月、4月、7月、10月の決算法人・個人事業者の3月ごとの期間短縮に係る消費税の確定申告
1月4日	法人・個人事業者の1月ごとの期間短縮に係る消費税の確定申告
1月4日	4月決算法人の法人税の予定申告
1月4日	消費税の年税額が48万円超の4月決算法人の6月ごとの中間申告
1月4日	消費税の年税額が400万円超の1月、4月、7月決算法人の3月ごとの中間申告
1月4日	消費税の年税額が4,800万円超の9月、10月決算法人を除く法人・個人事業者の1ヶ月ごとの中間申告

#### (3) スタッフの一言

11月末ごろから急激に冷え込んできました。1日の気温の変化が激しいので、うがい・手洗い・マスクなどの予防を怠らず、忙しい年末を乗り切りたいと思います。

来年も、ご指導・ご鞭撻のほど、宜しくお願い申し上げます。

担当 浦川